

電気用品安全法の概要

2

製品安全4法

- 消費生活用製品安全法 (PSC)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (PSLPG)
- ガス事業法 (PSTG)
- 電気用品安全法 (PSE)

一般消費者が使用する製品のうち、安全性の確保が求められる製品について、国がその製品を指定し、技術基準を定めている。

※: 製品安全4法で規制されていない非指定品目での欠陥・事故等については、消費生活用製品安全法で対応(回収等)

電気用品安全法とは？

- ・電気用品の製造、販売等を規制すること
- ・電気用品の安全性の確保について民間事業者の自主的な活動を促進すること (電気用品安全法第一条)



電気用品による危険(感電、火災等)と
障害(電波障害等)を防止するための法律

4

電気用品の概念図

電気機器

パソコン、プリンタ
モデム、FAX

電気用品: 電気用品安全法の規制を受ける製品

特定電気用品 (施行令別表第一)

直流電源装置(ACアダプター)

電気マッサージ器(フットマッサージャー)

等、116品目

特定電気用品以外の電気用品 (施行令別表第二)

電気スタンド(フロアスタンド)

電気香炉(アロマランプ)

等、341品目

関連リンク集

特定電気用品(116品目)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/specified_electrical.html

特定電気用品以外の電気用品(341品目)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non_specified_electrical.html

電気用品の定義等の情報

「電気用品の範囲等の解釈について」

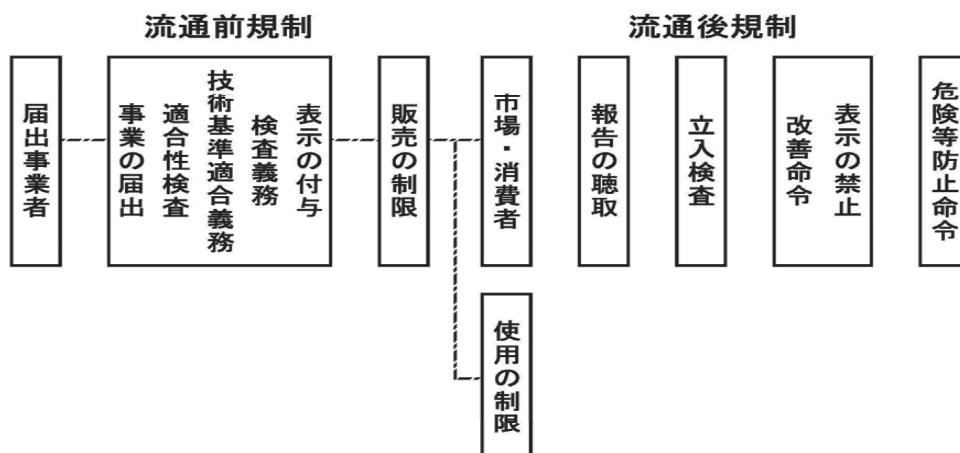
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/hani/haninokaishaku_150122.pdf

過去の判断事例

METIのホームページ「電気用品安全法のページ」 の「対象・非対象関係」の事例

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/subject.html>

電気用品安全法の体系図



流通前規制

1. 事業の届出(法第三条)
2. 技術基準適合義務(法第八条)
3. 特定電気用品の適合性検査(法第九条)
4. 検査義務(法第八条2項)
5. 表示(法第十条)

6. 販売の制限(法第二十七条)

事業の届出①

製造（輸入）事業を行う事業者が自ら

- ・ 事業開始後30日以内に管轄の経済産業局に届出
→ 事業開始のタイミングは、製造（輸入）事業を行おうとした時点で良い（なるべく早く）
- ・ 届出の単位は、電気用品の区分毎
→ 製品のモデル毎ではなく、施行規則で定めたグループ単位
- ・ 届出は無料、有効期限もなし
→ 過去に届けている内容と同じなら再届出不要

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

事業の届出②

届出にあたって必要な情報

- ・ 事業開始の年月日
- ・ 製造（輸入）する電気用品の区分
- ・ 当該電気用品の型式の区分
- ・ 当該電気用品の製造（輸入）事業者の氏名又は名称及び住所
- ・ 工場又は事業場の名称及び所在地

様式は <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/format.html>

事業の届出

技術基準適合義務

適合性検査

検査義務

表示

型式の区分

直流電源装置の場合（一部抜粋）

型式の区分 Type Classification	要素 Factor	区分 Classification
(A) 定格入力電圧 Rated input voltage		(1) 125V以下のもの 125V or less
		(2) 125Vを超えるもの Exceeding 125V
(B) 入力側の定格容量 Rated capacity on input side		(1) 10VA以下のもの 10VA or less
		(2) 10VAを超え20VA以下のもの Exceeding 10VA, and less than or equal to 20VA
		(3) 20VAを超え30VA以下のもの Exceeding 20VA, and less than or equal to 30VA
		(4) 30VAを超え40VA以下のもの Exceeding 30VA, and less than or equal to 40VA
		(5) 40VAを超え50VA以下のもの Exceeding 40VA, and less than or equal to 50VA
		(6) 50VAを超え60VA以下のもの Exceeding 50VA, and less than or equal to 60VA
		(7) 60VAを超え70VA以下のもの Exceeding 60VA, and less than or equal to 70VA
		(8) 70VAを超え80VA以下のもの Exceeding 70VA, and less than or equal to 80VA
		(9) 80VAを超え90VA以下のもの Exceeding 80VA, and less than or equal to 90VA
		(10) 90VAを超え100VA以下のもの Exceeding 90VA, and less than or equal to 100VA
(C) 定格周波数（変圧器を有するもの場合に限る。） Rated frequency (limited to those with transformers)		(1) 50Hzのもの 50Hz
		(2) 60Hzのもの 60Hz
		(3) 300VAを超え400VA以下のもの Exceeding 300VA, and less than or equal to 400VA
		(4) 400VAを超えるもの Exceeding 400VA
(D) 交流用端子 Alternating current terminal		(1) あるもの With A.C. terminal
		(2) ないもの Without A.C. terminal

型式の区分 Type Classification	要素 Factor	区分 Classification
(E) 直流通格電圧 Rated direct current voltage		(1) 15V以下のもの 15V or less
		(2) 15Vを超え30V以下のもの Exceeding 15V, and less than or equal to 30V
		(3) 30Vを超え60V以下のもの Exceeding 30V, and less than or equal to 60V
		(4) 60Vを超えるもの Exceeding 60V
(F) 変圧器 Transformer		(1) あるもの With transformer
		(2) ないもの Without transformer
(G) 変圧器の巻線の絶縁の種類 Transformer winding insulation class		(1) A種のもの Class A
		(2) E種のもの Class E
		(3) B種のもの Class B
		(4) F種のもの Class F
		(5) H種のもの Class H
		(6) その他のもの Others
(H) 直流電圧の調整装置 D.C. voltage adjusting mechanism		(1) あるもの With adjusting mechanism
		(2) ないもの Without adjusting mechanism
(I) 回路の保護機構 Circuit protection device		(1) あるもの With circuit protection device
		(2) ないもの Without circuit protection device
(J) 本体スイッチ（主回路を開閉するもの場合に限り、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。） Body switch (limited to those used for turning the main circuit on and off, and excluding temperature limiters and thermostats.)		(1) あるもの With body switch
		(2) ないもの Without body switch

技術基準適合義務①

技術基準適合義務とは？

電気用品は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」に適合している必要がある。
このことを事業者の責任で確認する行為。

≠CEマークや他の海外機関認証

海外の認証マーク等があるからといって、日本の基準に適合しているとは限らない。
日本の技術基準に適合しているのか、予め確認要。

事業の届出

技術基準適合義務

適合性検査

検査義務

表示

技術基準適合義務②

別表第一～第十

電気用品毎に適用すべき基準を規定。
日本独自の基準であり、一般的。

別表第十二

経済産業大臣が認めた基準。
主としてIEC規格に整合化したJISを引用。

→ 2以上の電気用品の機能を兼ねる場合には、それぞれに該当する技術基準への適合を確認要

事業の届出

技術基準適合義務

適合性検査

検査義務

表示

適合性検査①

特定電気用品の製造（輸入）を行う事業者は、
①電気用品を販売するときまでに、
②登録検査機関による適合性検査を受け、
③適合することの証明書の交付を受けて保管する
(電気用品安全法第九条1項)

このため、「適合性検査」の受検と、「証明書」の発行を受ける必要がある。

事業の届出

技術基準適合義務

適合性検査

検査義務

表示

適合性検査②

技術基準適合義務と適合性検査の違い

技術基準適合義務

→日本で製造（輸入）される電気用品が、日本の基準に適合すること。

適合性検査

→日本で製造（輸入）される特定電気用品を製造する工場が、日本の基準に適合する製品を製造・検査できることを、型式の区分毎に確認すること。

事業の届出

技術基準適合義務

適合性検査

検査義務

表示

検査義務①

検査義務とは？

製品が、きちんとできているかを確認する行為
(電気用品安全法第八条2項)

①特定電気用品の場合

製造工程検査、完成品検査(全数)、試料検査

②特定電気用品以外の電気用品の場合

完成品検査(全数)

→製造(輸入)した製品全てが検査の対象となる

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

検査義務②

検査項目は？

(電気用品安全法施行規則第十一条、別表第三)

①製造工程において行う検査(特定電気用品のみ)

技術基準に適合させるための適当な方法で実施。
材料・部品については受入検査等で可。

②完成品について行う検査(電気用品により異なる)

一般には外観、絶縁耐力、通電により評価。

③試料について行う検査(特定電気用品のみ)

材料、設計、製造方法、設備等の変更時に再評価

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

検査義務③

検査記録様式は定まっていないが、以下を含める。

- ①電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ②検査を行った年月日及び場所
- ③検査を実施した者の氏名
- ④検査を行った電気用品の数量
- ⑤検査の方法
- ⑥検査の結果

(電気用品安全法施行規則第十一条)

紙媒体、電子的媒体いずれでも可。3年間保管要。

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

18

表示①

法に基づく義務を履行した場合には、
PSEマークと届出事業者名（特定電気用品の場合は
検査機関の略称）を表示することができる。※

(電気用品安全法第十条、施行規則第十七条)

特定電気用品

特定電気用品以外の電気用品



※「できる」との位置付けであるが、表示を施さないと販売不可

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

19

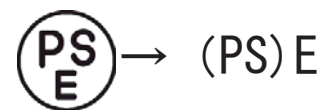
表示②

届出事業者名は、略称・登録商標による表示可

- ・略称については、経済産業大臣の承認
- ・登録商標については、経済産業大臣への届出

(電気用品安全法施行規則第十七条 2項、3項)

スペースに余裕のないもの（ヒューズ等）については、<PS>E、(PS)E の表示でも可



事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

20

表示③

表示は原則として

- ・器体の表面の見やすい箇所
- ・容易に消えない方法で表示

(電気用品安全法施行規則第十七条 別表第五)

一部の品目（電線、ヒューズ、配線器具等）については包装容器への表示での代替等、例外あり。

事業の届出

技術基準適合
義務

適合性検査

検査義務

表示

21

販売の制限

販売事業者が履行すべきもの

前項の表示が付されているものでなければ、
販売／販売目的で陳列できない



特定電気用品の表示例

登録検査機関の
ロゴ

製品により記載
事項が異なる



特定電気用品以外の
電気用品の表示例

製品により記載
事項が異なる

流通後規制

1. 報告の聴取(法第四十五条)
2. 立入検査(法第四十六条)
3. 改善命令(法第十一条)
4. 表示の禁止(法第十二条)
5. 危険等防止命令(法第四十二条の五)



経済産業省が行う試買テスト
市場からの情報提供(事故事例含む) 等